

在留資格取得許可申請等について（ご案内）

法務省入国管理局

本邦で出生した外国人の方、日本の国籍を離脱した方で、出生又は日本国籍離脱の日から60日を超えて本邦に在留しようとする場合は、出生又は日本国籍離脱の日から30日以内に、地方入国管理官署において、「在留資格取得許可申請」を行ってください。

1 申請に必要な書類等

(1) 在留資格取得許可申請書 又は 永住許可申請書 1通

※永住許可申請書は「永住者」の子として出生した場合に限ります。

(注) 地方入国管理官署で入手するか法務省ホームページからダウンロードできます。

(2) 写真 1枚

(注) 16歳未満の方、3月以下の在留期間の決定を受けることを希望する方、「外交」又は「公用」の在留資格の取得を希望する方等は不要です。

(3) 次のいずれかの書類

① 出生したことを証する書類（出生した方）

② 国籍を証する書類（日本の国籍を離脱した方）

(4) 旅券（旅券を提示することができない場合はその理由を記載した書類）

(注) 旅券の発給に時間がかかる場合は、旅券が発給されるのを待つことなく、出生又は国籍離脱の日から30日以内に申請してください。

(5) その他取得しようとする在留資格に応じた書類

① 中長期間本邦に在留される方(注)は、住民票の写し（市区町村で発行）を提出してください。

(注) 3月以下の在留期間の決定を受けることを希望する方、「短期滞在」の在留資格の決定を受けることを希望する方、「外交」又は「公用」の在留資格の取得を希望する方等を除きます。

② 父母等の扶養を受けて本邦に滞在される場合は、扶養者の住民税の課税証明書及び納税証明書（市区町村で発行）が必要となります。

③ その他については、下記法務省ホームページ又は外国人在留総合インフォメーションセンターにて御確認ください。

2 申請のできる方

- ・ 申請人本人
 - ・ 申請人本人の法定代理人
 - ・ 次のいずれかの申請取次者
- ① 地方入国管理局長に申請取次ぎの届出を行った者又は承認を受けている者
- ② 申請人本人の親族又は同居者若しくはこれに準ずる者で地方入国管理局長が適当と認める者(注)

(注) 申請人本人が16歳未満の場合又は疾病その他の理由により自ら申請を行えない場合

※詳しいお問い合わせ先

法務省ホームページ

【在留資格取得許可申請について】

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-10.html>

【永住許可申請について】

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-4.html>

外国人在留総合インフォメーションセンター

0570-013904（日本国内から）

03-5796-7112（IP電話，PHS，海外から）